

「住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金(家計急変世帯用)」の申請について
〔電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金〕

はじめに、必ずお読みください

- ① ご提出いただく書類によっては、発行手数料等が生じる場合があります。申請していただいた結果、支給対象外となった場合でも、ご負担いただいた発行手数料等は返金できません。
- ② 申請前に、予期せず令和4年1月から12月までの家計が急変し、世帯全員の収入等が「住民税非課税相当」になっていることを確認していただきますようお願いします。
- ③ 「予期せず家計が急変」したことには、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。また、「収入は減少しているが住民税非課税相当ではない」など、要件を満たしていない場合、申請していただいても本給付金が支給されませんのでご了承ください。

不支給事例

【要件を満たしていない例】

- ・住民税非課税世帯として本給付金を受給している世帯
- ・他の市区町村で本給付金を受給している世帯
- ・世帯構成員の中に、令和4年1月から12月までの収入等が「住民税非課税相当」でない方がいる世帯
- ・予期可能な理由(定年退職や季節性のある事業活動等)により収入等が減少し、「住民税非課税相当」となった世帯
- ・住民税が課税されている者の被扶養者又は事業専従者のみからなる世帯
 - ※ 親(住民税課税)に扶養されている学生の単身世帯
 - ※ 子(住民税課税)に扶養されている親のみの世帯

- ④ 支給の時期は、市が申請書を受理してから1～2ヶ月後になります。なお、「提出書類の不備」、「申請書のウラ面に記載されている【誓約・同意事項】のチェック☑漏れ」や「申請書等の記入漏れ」等の不備がある場合は、不備の解消後に支給されます。
- ⑤ 申請期限は令和5年1月31日(火)です。(当日消印有効)

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送にてご提出をお願いします。

お問い合わせ先

姫路市緊急支援給付金コールセンター
079-221-1502
受付時間 8:35～17:20
(土日祝、12月29日～1月3日を除く)

姫路市緊急支援給付金相談窓口
姫路市安田四丁目1番地 市役所北別館1階
受付時間 9:00～17:00
(土日祝、12月29日～1月3日を除く)